飼養等許可申請書 (ガー科新規/許可内容変更)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)第 5 条の規定により特定外来生物の飼養等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

地方環境事務所長 殿

	電話番	号:	職業:					
1.申請の種類	□新規							
	□許可内容変更] 許可	可の有効期間	[平成	年 月	日まで]
2.申請に係る特定外 来生物	および (2) 飼養等 をしよう とする数	ロングノーズンフロングノーズンフロリダガースポットンショゲーターンアリースカーンファースカーンファースカー	ガー(Lepisoste (Lepisosteus p. ガー(Lepisoste ズガー(Lepisos ガー(Atractost ー(Atractosteu ー(Atractosteu	latyrhincus) us oculatus) steus platosto eus spatula) s tristoechus	omus))	<u>匹</u>	<u>숨</u> 計	<u>匹</u>
3.飼養等の目的	特定外来生物の	指定の際現に	飼養等をしてい	る個体の愛が	ん又は	観賞		
4.特定飼養等施設	(1)所在地	□申請者の自 □その他(E所と同じ(□屋	內、□屋外))
	(2)規模	□水槽型(□移動用施設	₹ ()
	(3)構造【※】	逸出 □ 3	ガラス製() 容易に外れない。 個体が逸出しない 室内に常置してい	フタを有してい ハほど十分にず	ハる()]その他 (している (
5.主たる飼養等取扱	(1)飼養等取扱者	□申請者(個	固人の場合は家族	長を含む。 法人	、の場合	計はその	職員を含む	む。)
者		·	ト(詳細は、以下		·記入)			
	(2)氏名 (法人)			(4)職業				
	名称及び代表者			\				
o 妇羊然然用什如			事業所の所在地		+ 1 - 2	ナル	上井がの	7# 1= n+
6.飼養等管理体制	(1)施設の点検) 検頻度	121	サやりなどの際に 保守点検を実施す の他(を仃り。	, また 、	水槽寺の	(育/) (1)
	(2)飼養等が困難 (2)		<u>// 同野</u> 外への放出	出をしない。				
	た場合の措置	[※]	□適切な方法に	こより殺処分	を行う。)		
	(3)特定外来生物 の有無	勿の運搬□有	り(運搬目的)		無し		
7.添付資料	□施設の規模と構造が分かる図面 □施設及び設置場所がわかる写真 □敷地内における施設の位置図(省略可)□縮尺 1:5,000 以上の概況図(省略可)							
8.施行規則第6条第3号から第5	□【※】私(法人の場合:当法人及び法人の役員)は、特定外来生物による生態系等に係							
号に該当しないことの証明	る被害の防止に関する法律施行規則第6条第3号から第5号までに該当しない者です。							
9.備考								
担当者連絡先	氏名		所属・役職					
※申請者以外に本申請に係る担当者	住所							
がいる場合に記入	電話番号		電子メールアドレス					

(記入上の注意事項)

申請書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。<u>なお、口欄がある項目については、</u>該当するものを選択し、チェック(レ)を入れる。ただし、【※】とある項目は必ず該当することを確認の上、チェック(レ)を入れる。また、申請書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等(右下表)とする。

0. 申請をする者と申請先

個人の場合は、氏名、住所、電話番号及び職業を記入する。法人として飼養等をする場合は、法人として申請を行う。その場合、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、代表者の氏名(記名押印 又は代表者の署名)並びに主たる事業を記載する。

申請先については、以下のとおり、当該地区の地方環境事務所長とする。

北海道地区:北海道地方環境事務所長

東北地区:東北地方環境事務所長

関東地区(山梨・新潟・静岡含む): 関東地方環境事務所長

中部地区(富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知・三重):中部地方環境事務所長

近畿地区:近畿地方環境事務所長

中国四国地区:<u>中国四国</u>地方環境事務所長 九州地区(沖縄含む):九州地方環境事務所長

1. 申請の種類

新規:特定外来生物の指定時に現に飼養しているガー科の飼養等の許可を申請する場合は、新規となる。

2. 申請に係る特定外来生物

1)種類:飼養等をしようとする特定外来生物の種名(ガー科)を記入する。

2)飼養等をしようとする数量:

特定外来生物に指定される以前から飼養等をしている個体を、愛がん・鑑賞目的で継続して飼養等をしようとする場合は、増殖は認められない。現在飼養をしている数量とする。

3. 飼養等の目的

愛がん・観賞目的以外の方は環境省地方環境事務所等へ連絡。

4. 特定飼養等施設

1)所在地:特定飼養等施設を設置する場所の住所を記入する。

2)規模:特定飼養等施設の規模(長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等)を記入する。

3)構造:特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。

これらの添付書類として、7.添付資料の欄にチェックをし、必要な書類を添付する。

なお、施設の規模と構造が分かる図面については、施設の写真に寸法を記載することで代用可。

5 主たる飼養等取扱者

実際に特定外来生物の飼養等に従事する者(主たる飼養等取扱者)が申請者(個人の場合は家族を

含む。法人の場合はその職員を含む。) 以外の場合は、2)~4)についても記入する。

6. 飼養等管理体制

- 1)施設の点検方法:特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記入する。
- 2)飼養等が困難になった場合の措置:許可を受けた後にやむをえない事情により飼養等をすることが困難になった場合、記載内容を十分確認した上で、2つの□欄ともにチェックする。
- 3)特定外来生物の運搬の有無:特定外来生物の運搬が想定される場合は<u>有り</u>の欄にチェックし、想定されない場合は<u>無し</u>にチェックする。なお、<u>有り</u>にチェックした場合は、目的を記入する。移動用施設については「4.特定飼養等施設」の欄に必要事項を記入する。

7. 添付資料

新規に飼養等許可を得ようとする場合は、該当する書類を添付する。

施設の規模と構造が分かる図面:飼養する施設の概要が分かる図面を添付する。(写真に寸法を記載することで省略可)

施設及び設置場所がわかる写真: 飼養する施設そのもの及びその設置状況がわかる写真を添付する。

8. 施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明

以下の①~③の全てに該当しないことを確認し、□欄をチェックする。

- ①外来生物法又は外来生物法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過していない
- ②外来生物法の飼養等許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年経過していない
- ③申請者が法人である場合、その法人の役員のうちに、①②のいずれかに該当する者がいる

【申請書の提出先】

提出先	郵便番号	住所
北海道地方環境事務所	060-0808	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3F
釧路自然環境事務所	085-8639	北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階
東北地方環境事務所	980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F
関東地方環境事務所	330-6018	さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビ
		ル 18F
中部地方環境事務所	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-2
信越自然環境事務所	380-0846	長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎
近畿地方環境事務所	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダイズマート
		(OMM) ビル 8F
中国四国地方環境事務所	700-0907	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
四国事務所	760-0019	香川県高松市サンポート 3·33 高松サンポート合同庁舎南館 2F
九州地方環境事務所	860-0047	熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B4 階
那覇自然環境事務所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階

【添付資料】施設及び設置場所がわかる写真(※様式は任意で構いません。)

1.	施設の写真	、(別途構造図を添付するか、	寸法を写真の中に書き込んでください。)	
2.	施設の設置	場所の写真		
	700			